



島根県報

令和5年1月17日（火）

第 379 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	2
土地改良区の役員の退任の届出	(農村整備課)	2
保安林予定森林（3件）	(森林整備課)	2
指定施業要件の変更予定保安林	(")	4
保安林の指定	(")	4
漁業災害補償法の規定による同意	(沿岸漁業振興課)	5
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	(中小企業課)	6
公有水面埋立ての免許	(港湾空港課)	8

【公 告】

公共測量の実施	(技術管理課)	9
---------	---------	---

告 示**島根県告示第18号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和5年1月17日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
明石 晋太郎	循環器内科	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	浜田市浅井町777-12	令和4年12月28日
森田 祐介	循環器内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和4年12月28日

島根県告示第19号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年1月17日

島根県知事 丸 山 達 也

宍道湖西岸土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

多久和修一 出雲市灘分町1230番地

島根県告示第20号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年1月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

松江市薦津町字舟津804、804-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第21号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年1月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

江津市嘉久志町イ622-1（次の図に示す部分に限る。）、イ622-11、イ622-24、2128-3、2128-6

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第22号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年1月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡吉賀町大野原731-1、742

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第23号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年1月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐は、択伐による。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
航行の目標の保存
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐は、択伐による。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第24号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年1月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所
浜田市三隅町河内1470-1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

三隅町河内1470-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第25号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和5年1月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 加入区の名称

島根町

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね島根町支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表2の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

2 (1) 加入区の名称

平田

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表5の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

3 (1) 加入区の名称

三隅町

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、三隅出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表14の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

4 (1) 加入区の名称

五箇・都万

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち、五箇出張所及び都万出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表17の項漁業の区分欄7に掲げる漁業の区分

5(1) 加入区の名称

浦郷

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浦郷支所の地区のうち、知夫村出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表20の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

6(1) 加入区の名称

浦郷

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浦郷支所の地区のうち、知夫村出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表20の項漁業の区分欄6に掲げる漁業の区分

島根県告示第26号

令和4年島根県告示第697号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和5年1月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス大社店 島根県出雲市大社町北荒木字中分608番5外

2 意見の概要

	意 見	理 由
1	土砂等の運搬にあたっては、現場監督者等により過積載及び転落防止措置に十分注意するとともに、運転者へ安全速度遵守の指示を徹底すること。	各種法令法規を遵守し、開発に伴う事故や違反を未然に防止する必要があるため。
2	店舗開店直後などの繁盛期には、適宜、交通整理員を配置するなど、十分な渋滞対策を講じること。	平素より多くの来客が見込まれる際は、車両を停滞させることなく、円滑に進行させるため、適宜、交通整理員の配置が必要となる。また、既設の駐車スペースだけでは足りず、交通渋滞を招くおそれもあるため、臨機に必要十分な駐車スペースを適切な位置に確保する必要がある。
3	開店後も、実際の渋滞状況や交通安全諸問題の発生に 応じて、必要な措置を継続して講じること。	開店後、交通渋滞や交通安全等諸問題が発生した場合は、周辺地域の生活環境の保持のため、関係機関・団体等との連携を図るなど、迅速かつ適正な対処が必

		要である。
4	車両が駐車場から道路へ出る際に、左右の安全確認が容易にできるよう十分な視界を確保すること。	店舗駐車場から道路へ出る際の接触事故を防ぐため、出入口付近には高い壁・植樹等の設置を避け、安全確認が容易に出来る環境にしておく必要がある。
5	開発区域内の重機等について、施錠を確実に盗難防止に努めること。また、休日、夜間に子ども等が開発区域内に立ち入らないようバリケード等の設置をすること。	営業（作業）時間外の監視の目がない状況では、盗難発生や子どもの蝟集場所として使用されることがあるため、施錠の徹底と区域内への立ち入り防止対策を講じる必要がある。
6	早朝の荷さばき作業を行う場合の騒音について、通常行う騒音対策にあわせ、作業方法や工程を工夫する等、徹底した騒音（防音）対策を行うこと。また、搬入車両や来客車両走行音が近隣住民の安眠を妨害することがないよう検討し実施すること。	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
7	長時間使用する室外機、受電設備等の稼働時に発生する騒音について、防音及び防振対策を講ずること。早朝及び夜間における近隣住民の安眠を妨害することがないよう防音対策を講ずること。また、機器に異常が発生した場合は、速やかに修繕すること。	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
8	敷地内に照明等設置する時は周辺の住宅に影響を与えないよう十分配慮すること。	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
9	店舗に設置される排気施設について、排出される臭気が近隣住民の生活に支障を生じさせないよう配置や構造に配慮すること。	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
10	周辺の住民や事業所等に当該事業についての事前説明を十分に行うこと。 周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解決に向け努力すること。	周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。
11	店舗新築工事に伴う工事車両の出入りの際に、積載物の落下などによる道路の汚損・破損のないよう注意を喚起すること。道路に汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡し、原形に復旧すること。なお、工事着手前に各道路管理者と道路面の状況等確認の立会を行うこと。	道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）及び道路法第58条（原因者負担金）による。
12	道路上に広告看板、のぼり旗等を設置しないこと。	道路法第32条（道路の占用許可）による。
13	道路及び河川における占用及び承認工事が必要な場合は申請を行い許可を得ること。	道路法第24条及び32条（道路の承認許可・道路の占用許可）による。出雲市普通河川道路等管理条例第4条による。

3 縦覧場所

出雲市経済観光部商工振興課（出雲市今市町70番地）

4 縦覧期間

告示の日から1週間

島根県告示第27号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

令和5年1月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 免許年月日

令和5年1月5日

2 免許受人

島根県松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 丸山 達也

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県隠岐郡隠岐の島町東郷小田85番2の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを結ぶ令和4年の春分の満潮位（D. L. +0.18メートル）

における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点 島根県隠岐郡隠岐の島町栄町488番 四等三角点「西郷中学校」（北緯36度12分48秒76、東経133度19分58秒58）

①の地点 基点から75度08分10秒、623.25メートルの地点

②の地点 ①の地点から102度07分26秒、30.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から192度07分26秒、200.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から279度46分15秒、30.03メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から12度02分47秒、82.74メートルの地点

ウ 面積

6,029.76平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県隠岐郡隠岐の島町東郷小田10番7から同町東郷小田85番3を経て同町東郷小田82番8に至る間の地先公有水面

イ 区域

A区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点 島根県隠岐郡隠岐の島町栄町488番 四等三角点「西郷中学校」（北緯36度12分48秒76、東経133度19分58秒58）

㊸の地点 基点から73度43分16秒、594.14メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から52度32分07秒、65.95メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から102度07分26秒、100.00メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から192度07分26秒、300.00メートルの地点

㊼の地点 ㊻の地点から282度07分26秒、100.00メートルの地点

㊽の地点 ㊼の地点から330度54分00秒、64.88メートルの地点

ウ 面積

40,709.78平方メートル

4 埋立地の用途

ふ頭用地

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年1月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

2 作業期間

令和4年12月28日から令和5年3月31日まで

3 作業地域

益田市の一部